



第27回 PEG・在宅医療学会学術集会会告

第27回 PEG・在宅医療学会開催のご案内

会期：2023年9月9日(土)

会場：長良川国際会議場

テーマ：多職種で支える PEG 診療

JA 岐阜厚生連 岐阜・西濃医療センター 揖斐厚生病院
病院長 西脇伸二



本学術集会の準備を行っている中、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5類に引き下げられることが発表されました。主催者としては大手を振って現地開催を宣言できる、と胸をなでおろした次第です。とはいえ感染リスクが低下するわけではなく、いろいろな事情で現地参加できない方もあると思われまますので、原則現地開催としつつオンデマンド配信も併用する計画です。さてその概要につきましてご報告申し上げます。

まず、目玉である**特別講演**には**野田聖子衆議院議員**に登壇して頂くことになりました。野田氏には接続コネクタ問題ではご尽力を賜りましたし、政治家としての立場から PEG に対するご意見を述べて頂けるものと思います。また、ご自身の PEG を用いた育児のご経験や PEG の果たした役割なども語っていただけるものと期待しております。

さて、今回の学術集会のキーワードは**“多職種”**です。ここまで日本の PEG が発展してきたのは、多くの医療従事者による創意と工夫によるものです。ひとつひとつは小さな発想でも、その積み重ねが確かな進歩をもたらします。些細な工夫や取り組み、あるいは貴重な症例の経験などを発表し情報を

共有することが大切だと思います。多くの職種からの演題応募をお待ちしております。

演題分類(発表形式)について

シンポジウム①「PEG 診療の安全性を極める」

PEG がこれほど普及したのは、外科的な造設に比べ低侵襲で安全性が高いことが要因と思われます。しかしながら造設時やその後の管理、カテーテル交換などに伴う合併症により不幸な転機をたどることもあります。我々医療者はより安全に造設し管理を行う工夫を行わなければなりません。このセッションでは造設や、交換などにおけるリスク軽減のみならず、栄養管理や薬剤投与も含めた医療安全に関する議論を行いたいと思います。

シンポジウム②「多職種で支える小児 PEG 診療—現状と問題点—」

世界初の PEG は6か月の小児に施行されましたが、その後の爆発的な普及は高齢者を中心とした嚥下機能が低下した症例に対して行われています。本シンポジウムでは小児の PEG

CONTENTS

第27回学術集会会告	1	ひろば「背筋をピンと」鷲澤尚宏	6
第28回学術集会会告	3	ひろば「改めて」児玉直美	7
理事長挨拶	3	JDDW 2023～メディカルスタッフプログラム開催について～	8
速報 第5回日本在宅医療連合学会大会との合同企画	4	2023年5月以降 胃瘻関連研究会一覧	9
第11回認定資格取得者のお知らせ	4	事務局インフォメーション/入会案内	10
施設紹介：くら内科内視鏡クリニック(北海道) 院長 倉敏郎	5	会則/投稿規定/胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則～資格認定条件細則	11

診療に携わる医師、スタッフより小児のPEGの現状と問題点について発表を行って頂きたいと考えています。小児のPEGは成人のPEGと何が異なるのか？どのように管理していけばよいのか？適応、造設手技、栄養管理、摂食・嚥下とりハビリなどについて多職種からの演題を期待しております。

要望演題①「COVID-19とPEG診療」

COVID-19のパンデミック感染が始まって3年半が経過し、PEGの診療にも大きな影響、変化をもたらしました。またCOVID-19感染後、摂食・嚥下機能が低下し、PEGなどの栄養療法を導入する症例も少なくありません。本セッションではポストコロナ時代を見据えて、COVID-19がPEG診療に及ぼした影響やその対応、今後の展望など様々な角度からCOVID-19に関連した話題の提供をお願いします。

要望演題②「新旧接続コネクタの現状と今後の展望」

新旧経腸栄養コネクタの併存に伴い、各施設で異なった対応がなされています。厚生労働省の指針により旧規格の供給を中止、縮小するメーカーが多くなっています。旧規格が必要とされるエンドユーザーはどのような対応をしているのか、今後どうすれば良いのか、などについての提言、議論を行いたいと思います。

要望演題③「在宅におけるPEG診療」

PEGという栄養手段は特に在宅医療において発揮されるものです。PEGを在宅で管理する上で、多くのスタッフや家族の協力が必要となります。在宅でのPEG診療の問題点や新しい取り組みなどについての発表をお待ちしております。

PEG チーム医療委員会企画

「PEG甲子園／改めて考えるPEGと摂食・嚥下」

今年もPEG甲子園を開催します。演者の資格は医師以外となっておりますが、各地研究会での推薦演題の登録をお願い致します。PEG甲子園に引き続き、PEGと摂食・嚥下のテーマで討論する場を設けます。

一般演題(口演)：演題分類は以下のとおりです。

< PEG 造設に関するもの >

01. PEG の適応
02. PEG の手技
03. PEG の合併症

< PEG 長期管理に関するもの >

04. カテーテル交換
05. PEG の管理
06. 瘻孔管理

< 他の手技について >

07. PEJ

08. PTEG

< 在宅・チーム医療について >

09. 在宅医療
10. チーム医療
11. 地域連携
12. 緩和ケア
13. 口腔ケア
14. 摂食嚥下

< 栄養管理について >

15. 栄養評価
16. 栄養法
17. 半固形化
18. NST

< その他 >

19. QOL
20. 症例報告
21. その他

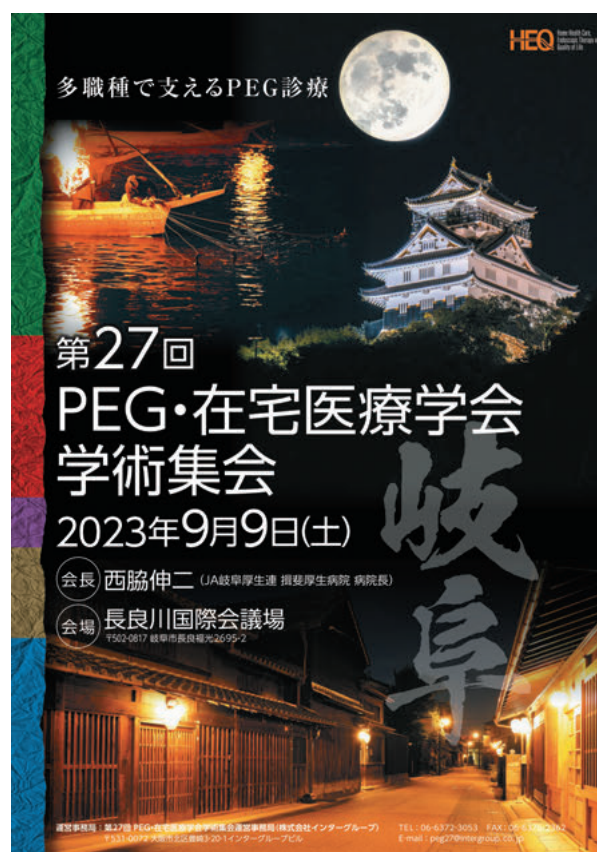
★学生・若手医療者奨励賞(新企画)

学生や卒後5年以内の若手医療者(医師、コメディカル)が筆頭演者の発表に対して、優秀演題を選出し表彰します。各施設でPEG診療に興味を持っている若手医療者がありましたら、奮って演題を応募して下さい。その際、演題登録システムのチェックボックスの選択をお願い致します。

応募期間：2023年4月3日(月)～6月12日(月)

演題募集方法：インターネットによるオンライン登録のみです。下記ページよりお申込み下さい。

<http://peg27.jp/index.html>



【2024年度】第28回 PEG・在宅医療学会 学術集会

学術集会会長：松本敏文（国立病院機構 別府医療センター手術部長）

開催日：令和6年（2024年）9月15日（日）

会場：別府市ビーコンプラザ

〒874-0828 大分県別府市山の手町12-1

TEL：0977-26-7111（代表）

コロナの3年間

大阪市民病院機構 理事長

大阪市立総合医療センター病院長 西口幸雄



新型コロナウイルス肺炎の取り扱いが2023年5月8日から5類になりました。コロナ禍の3年間がようやく終わろうとしています。

この3年間でいろいろなことがありました。

当初、医療従事者は新型コロナウイルス肺炎を怖がったものの、日頃の感染症対策と日々の情報精査によりしっかり対処し立ち向かっていました。また、日本全国多くの医療機関はこの状況に対応し、ここ大阪でも保健所や大阪府の指導で多くの病院が患者を受け入れました。加えて、日本人の「みんながやっているからそうしよう」という性格がコロナ対策に功を奏したように思います。多くの人がマスクをしたらマスクする。多くの人がワクチン打ったらワクチン打つ。ステイホームと言われたらステイホームする。従順な国民性が日本人の死亡者を減らしたのでしょう。

学会開催では、対面でなくてもWEBで十分な討論ができることを多くの学会が示してくれました。本学会の小川滋彦先生も、コロナ禍での学会開催を成功裡に収められました。本学会だけでなく多くの学会がWEB単独やハイブリッドでの開催をされ、講演の聴講はWEBでも十分だと思う一方、討論はある程度であればWEBでもできると認めつつも、やはり会場の緊張感の中でお互いの表情をみてやりたいと感じました。

先日テレビである高校の卒業生がこの3年間を振り返り、「同級生たちとも入学式から会えないし、授業も学校生活もろくに満足にできなかったけど、『コロナ禍を経験した3年間の学校生活だったからこそ、きっと将来に生かせることを学んだと思う』」と言っていました。立派な夢に向かって進んでもらいたいものです。

コロナ禍の3年間は明け、今年岐阜での学会で皆さんに会えるのを楽しみにしています。

速報！第5回日本在宅医療連合学会大会と PEG 在宅医療学会との合同企画が決まりました

第5回日本在宅医療連合学会大会

2023年6月24日(土)～25日(日) 新潟にて

シンポジウム「在宅医療 / 緩和ケアでの PEG と栄養管理について」を開催します。

詳細は本学会ホームページ (<http://www.heq.jp>) をご確認ください。

第11回 (2022年) 認定資格取得者のお知らせ

PEG・在宅医療学会 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則の定めにより、資格審査委員会および第1回理事会・代議員会の審議・承認を経て、合計2名が2022年11月1日付で各資格を取得されました。

資格ごとに氏名五十音順により掲載させていただきます。

ホームページ上では公開了承者の氏名のみ公開中です。

(五十音順)

【認定胃瘻管理者 1名】 医師1名

桑原美雪

【認定胃瘻教育者 1名】 医師1名

杉原義彦



CLINY

摂食嚥下リハビリテーション専用

食道拡張用バルーンカテーテル

食道入口部の拡張(バルーン法)専用として開発された
ダブルバルーンカテーテル

ダブルバルーン構造

バルーンの位置が透視下で確認できる造影リング 狭窄部でカテーテルを固定させる固定バルーン 狭窄部を拡張させる拡張バルーン

CREATE MEDIC CO.,LTD. 本社 横浜市都筑区茅ヶ崎南2-5-25 <http://www.createmedic.co.jp>
TEL:045-943-3929 FAX:045-943-9084 E-MAIL:cliny@createmedic.co.jp 医療機器届出番号:14B1X00007000023

施設紹介

2023.4.11に開業医となりました ～人生100年時代を生きるために～

くら内科内視鏡クリニック 院長 倉 敏 郎

還暦からの開業

皆様、お久しぶりです。60歳で公的病院を定年退職しました。これからどうしようかと色々迷いましたが、残り20年(30年かも?)の医者人生は好きなことだけしたいな、それなら開業かなと思い切りました。不安でいっぱいでしたが、多くの先生方にアドバイスをいただきなんとかやっています。たくさんのお祝いもいただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。



クリニック前で

初めての電子カルテ

今まで34年間紙カルテの生活でしたので、電子カルテには泣かされました。「パソコンばかり見て患者を診ない冷たい医者」とは言われたくないので、当初は大学ノートに手書きして(紙カルテじゃん!!)、診療時間終了後に電子カルテに入力。4月5月は毎晩9時過ぎまで、土日もなしで入力していました。ですので、最初は1日20人が限界でした。～あれから10ヶ月～、今では最大で60名程度、カルテ入力しながら患者さんと会話することも可能です(まだ辿々しいですが)。

在宅での看取り

入院させる病棟がなくなると自分の中で意識が変わりました。病院時代はコロナ禍で見舞いなど病棟にご家族は全く入れなかったのも、患者さんの最期に立ち会っていただけないことが大きなジレンマでした。これからは在宅医療も広げようと考えております。4月から訪問診療を開始して今までに4名の看取りをさせて頂きました。最期まで自宅で過ごせたことにご家族の方は感謝されておりました。

PEG に関して

病棟がないため造設は自施設ではできません。細々と自分で造設した症例の交換を行なっています。依頼されて、近隣の有床診療所で2例造設を行いました。新旧カテーテル規格に関しては依頼される施設のご要望をお聞きしていますが、最近は新規格への変更の依頼が多くなっております。個人的には残念です。

おわりに

最低でもあと20年は頑張りたいと考えております。決して無理をせず、無茶もせず、健康に注意し、酒は飲み過ぎず(これだけは守れないかも)。頑張りますのでこれからもよろしくお願ひ致します。



自慢のスタッフ



背筋をピンと

東邦大学医学部臨床支援室 教授

東邦大学医療センター大森病院 栄養治療センター 部長、栄養部 部長
鷲澤 尚 宏



病院では栄養治療センター、栄養部、高難度新規医療技術管理部、医療安全管理部の管理職を務めているのでPCをのぞき込む作業が多い。さらに、利益相反委員会の委員長でもあるので、申請書類のチェックで中途半端な前かがみ姿勢をとることが多い。これは身体には悪い影響があり、立ち上がった時の腰痛が気になりだした。おばあさんのようにトントンと腰をたたいて歩き出す姿はあまり人には見せたくないし、2024年には日本臨床栄養代謝学会 (JSPEN) 学術集会と、日本臨床栄養学会日本臨床栄養協会の大連合大会を主宰することになっているので、体を鍛えて活発に走り回れるようにしたい。最近気づいたことだが、NHK 大相撲中継はハイビジョン放送のおかげで砂ぼりに背筋をピンと伸ばし座るおしゃれな女性を確認出来る。この女性を見習って、私も姿勢に気を付けることにした。腰痛の原因は分からないが、腰椎の変形が確認できたため、約2年前からぶら下がり健康法を取り入れることにしている。そのころ、病院の隣にある鶴渡公園で



写真1 鶴渡公園の鉄棒

大人用の鉄棒を見つけ(写真1)、久しぶりにぶら下がって見たが、懸垂が全くできないことに気づき、困惑した。白衣のまま、この公園に歩いていく姿を放射線部の診療放射線技師たちが窓から眺めていたらしく、「先生、頑張るねえ」と声をかけられ、恥ずかしかった。懸垂が出来ずにもがいている姿も見られていたのだろうか。筋力の低下が気になったので、1、2週間に1回の頻度でジムに通うことにした。そのおかげで昨年からは、少し筋力が増してきた。このころから、町のあちこちらの公園の遊具や建設中の建物の足場など、生活圏内にいる

いなぶら下がり施設があることに気づいた。
杉並区にある堀之内妙法寺の仁王門前に設置されている足場のような鉄棒(写真2)は50年前からあったような気がする。中野区立南台いちよう公園の遊具の手すり(写真3)。これは通勤途中にぶら下がる場所で、近所の男性が毎朝タオルで遊具を磨いている。昔は東京大学教育学部附属中高等教育



写真2 堀之内妙法寺仁王門前の鉄棒
ここ(写真中央やや下の矢印)にぶら下がる

学校の校庭だったような気がする。哲学堂公園の児童公園にある大人用鉄棒(写真4)。この「ひろば」を執筆するために久しぶりに行って見たが、以前、必ず懸垂をしていた筋肉マンの姿は無かった。杉並区立高円寺北一みどり公園にも同様の大人用鉄棒があり(写真5、後ろには帝京平成大学中野キャンパスが見える)、周りで外国人が子供を遊ばせている。それは帝京平成大学中野キャンパスの前に早稲田大学中野国際コミュニティプラザがあり(写真6)、近所に多くの外国人が住んでいるからだと思う。この帝京平成大学中野キャンパスの反対側の隣には明治大学中野キャンパスがある。写真6に遠く写っている三角屋根は、もうすぐなくなってしまう中野サンプラザである。この大人用の運動器具は、子供の遊具と並んで設置されていることが多く、時々、それで子供が遊んでいる。「コラ、どきなさい」とは言えないので、「チョット、おじさんも使って良いかな」と優しくお願いするのだが、「やだ」と言って、譲ってくれない。「隅っこでいいからお願い」と交渉し始めたところ、10メートルくらい離れたベンチで本を読んでいた母親が「@@ちゃん、おじさんにも使わせてあげてね」と助け舟を出してくれた。「おじいさん」と呼ばれなくてよかった。



写真3 中野区立南台いちよう公園の遊具の手すり
ここ(写真中央の矢印)にぶら下がる



写真4 哲学堂公園の児童公園にある大人用鉄棒



写真5 杉並区立高円寺北一みどり公園の鉄棒
写真奥の建物は帝京平成大学中野キャンパス



写真6 帝京平成大学中野キャンパス(右)と早稲田大学中野国際コミュニティプラザ(左)



改めて

アイ内科クリニック 看護師長 児玉直美

こんにちは。宮崎県宮崎市に2022年4月に開院しました内科クリニックで看護師長をしています児玉です。2020年5月1日発行のニュースレター第27号では、宮崎県延岡市土々呂町に開院されましたトトロこどもクリニック草間龍



一院長先生にトトロこどもクリニックで看護師長として勤務することを掲載していただいたのですが…。

トトロこどもクリニックに勤務をしだし1年を越えた頃、元々肝内胆管がんで術後化学療法中であつた母の病状の悪化と父が小細胞肺がんと診断され、見守りと一部介護が必要となり、片道60km強の通勤・仕事が厳しくなり退職することとなりました。大変な時期だったでしょうが、快く退職を認めてその後も支えて下さったことを今も感謝しております。退職後は両親を支えながら過ごしていましたが、以前勤務していた病院で一緒に働いていた現勤務先院長に声をかけていただき消化器内科・糖尿病・生活習慣病等中心とした診察や市特定健診・がん検診・各種予防接種を行う内科クリニックで勤務しております。上部消化管内視鏡検査90件/月、下部消化器内視鏡検査45件/月前後の検査・大腸ポリープ切除術等内視鏡治療が安全・安楽・円滑に出来るよう日々務めております。

私事ではありますが、先日父を自宅で看取る経験をしました。がんと診断された当初の父は「悪くなってきたら、緩和

ケアのある病院に入院する」と言っていました。最期が近いと感じた時、コロナ禍で面会も思うように出来ないこと・少しでも自宅で過ごしてもらいたいと考えている家族一同の思い・訪問診療専門クリニックが開院したので自宅でも緩和ケアが受けられることを話し、自宅で過ごすことを自ら意思決定してくれました。自宅で過ごしている中、何よりも大変だったことは食事と内服でした。食べることが大好きで食通だった父が固形物の飲み込みが出来なくなり、ムース食を購入し摂取を促すと「まずい」と言われ食べず。むせるからととろみ

をつけた水分を与えれば「こんな物を口に入れて」と怒られました。少し食べられたかと思ったら嘔吐する。錠剤を吐き出す。水薬はむせる。また脱水になっているからと点滴をされれば、自己抜針を繰り返しました。その姿を見たとき心の底



から“胃ろうがあれば”と思いました。また、先日行われたPEGサミット in 熊本のPTEGのブースで大石英人先生が“緩和ケアのためのPTEG”のお話をされていたことを思い出しました。改めて、PEG・PTEGがあるという生活の良さを強く・強く感じた日々を送りました。世間一般では未だPEGに対する悪のイメージがあるようですが、PEG・在宅医療学会に所属する者として今後栄養経路の選択における意思決定支援の場に携わる機会があれば緩和ケアに対する有用性も話していきたいと思います。



第31回 日本消化器関連学会週間

Japan Digestive Disease Week 2023 (JDDW 2023)

－メディカルスタッフプログラム開催について－

JDDW2023では、JDDWの医師とメディカルスタッフで、チーム医療を考えることを目的に、「メディカルスタッフプログラム」を開催いたします。

第31回日本消化器関連学会週間には、第65回日本消化器病学会大会、第106回日本消化器内視鏡学会総会、第27回日本肝臓学会大会、第21回日本消化器外科学会大会、第61回日本消化器がん検診学会大会が参加となります。

JDDW2023では、JDDWの医師とメディカルスタッフで、チーム医療を考えることを目的に、「メディカルスタッフプログラム」を開催いたします。

◆メディカルスタッフプログラム

1. 病病連携・病診連携における現状と展望－メディカルスタッフの役割－【公募】

司会：吉治 仁志（奈良県立医大・消化器・代謝内科）

児玉 裕三（神戸大大学院・消化器内科学）

川口 巧（久留米大・消化器内科）

日時：2023年11月3日（金） ※会期2日目 9：00－12：00

会場：第13会場（神戸国際会議場 国際会議室）

2. 緩和医療・ケアにおける多職種連携【公募・一部指定】

司会：三宅 智（土浦協同病院・緩和ケアセンター・緩和ケア科）

本松 裕子（東京医歯大病院・看護部）

日時：2023年11月4日（土） ※会期3日目 14：00－17：00

会場：第13会場（神戸国際会議場 国際会議室）

◆お問い合わせ先

JDDW2023 演題処理窓口

ホームページ：<https://www.jddw.jp/jddw2023/index.html>

E-Mail：endai2023@jddw.jp

2023年5月以降 胃瘻関連研究会一覧

	研究会名称・代表者	事務局連絡先	参加対象者
1	北海道胃瘻研究会 倉 敏郎 (くら内科内視鏡クリニック 院長)	医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 〒003-8585 北海道札幌市白石区東札幌3条3-7-35 TEL:011-812-2311 FAX:011-823-9552 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL:http://h-peg.jp 第20回北海道胃瘻研究会 当番会長:倉 敏郎(くら内科内視鏡クリニック) 2023年11月18日(土) 13:00~17:00(予定) 札幌医科大学 教育研究実習棟 ※詳細は北海道胃瘻研究会ホームページ(https://h-peg.jp/)でお知らせいたします。 お問合せ先・事務局:医療法人 東札幌病院 担当:蓮實(はすみ) (住所・連絡先は同上)	主に道内の医師・看護師・栄養士・薬剤師等
2	茨城県 PEG・PTEG 研究会 山本祐二 (つくばセントラル病院 救急診療科)	社会医療法人 若竹会 つくばセントラル病院 救急診療科 山本祐二 〒300-1211 茨城県牛久市柏田町1589-3 TEL:029-872-1771 FAX:029-874-4763 E-mail:yuuji.yamamoto@centralweb.sakura.ne.jp	医師・看護師・栄養士・薬剤師・介護士など、経管栄養に携わる全ての職種
3	北陸PEG・在宅栄養研究会 小川滋彦 (小川医院 院長)	小川医院 小川滋彦 〒920-0965 石川県金沢市笠舞2-28-12 TEL:076-261-8821 FAX:076-261-9921 第17回石川・第16回富山 PEG 合同ワークショップ 当番世話人:石井 要(公立松任石川中央病院 外科) 2023年6月11日(日) 13:00~16:00 石川会場:石川県地場産業振興センター(金沢市)で集合形式で開催、 富山会場:オンライン配信予定・ポルファートとやま(富山市) 瑪瑙の間 開催事務局:小川医院 小川滋彦 (住所・連絡先は同上) 第23回北陸 PEG・在宅栄養研究会 当番世話人:道鎮正規(福井厚生病院 消化器内科) 2023年11月18日(土) 予定 開催場所:石川県地場産業振興センター(金沢市) 予定 開催事務局:小川医院 小川滋彦 (住所・連絡先は同上)	コメディカル(医師も可)
4	長野県胃ろう研究会 堀内 朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	昭和伊南総合病院 消化器病センター 〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂3230 TEL:0265-82-2121 FAX:0265-82-2118 E-mail:info@sihp.jp URL:http://www.sihp.jp	医師・看護師・薬剤師・栄養士・言語聴覚士
5	滋賀 PEG ケアネットワーク 伊藤明彦 (東近江総合医療センター 消化器内科医長)	東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 〒527-8505 滋賀県東近江市五智町255 TEL:0748-22-3030 FAX:0748-23-3383 第28回滋賀 PEG ケアネットワーク 当番世話人:内原啓次(市立野洲病院 消化器内科) 2023年11月19日(日) ホテルポストンプラザ草津(草津市) 予定 特別講演:東邦大学医療センター 大森病院 鷺澤尚宏先生 開催事務局:東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 伊藤明彦 (住所・連絡先は同上)	PEGを扱う医療・介護・福祉関係者
6	広島 PDN セミナー 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千恵 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴東7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:mihara@hibino.or.jp URL:http://www.hibino.or.jp/ 第17回広島 PDN セミナー 2023年7月 広島市内ホテルにて開催予定 開催事務局:日比野病院 三原千恵 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・リハビリスタッフ他全医療従事者
7	福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 宮崎 卓 (ヨコクラ病院 外科)	社会医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎 卓 〒839-0295 福岡県みやま市高田町濃施480番地2 TEL:0944-22-5811 FAX:0944-22-2045 第6回福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 当番世話人:笠児児朗(笠外科胃腸内科) 2023年6月24日(土) 予定 TKP ガーデンシティ博多新幹線口(福岡市) 開催事務局:社会医療法人弘恵会 ヨコクラ病院 外科 宮崎 卓 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ソーシャルワーカー 介護施設職員など
8	大分PEG・経腸栄養研究会 松本敏文 (別府医療センター 外科医長)	国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内竈1473 TEL:0977-67-1111 第26回大分 PEG・経腸栄養研究会 当番世話人:小野英樹(大分県立病院 消化管内科副部長) 2023年7月8日(土) 大分県立病院(大分市) 開催事務局:国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士、内視鏡技師のほか PEG 関連の方
9	PEG ケアカンファレンス熊本 城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎 2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッフ全般
10	九州 PEG サミット 城本和明(PEG ケアカンファレンス熊本) 今里 真・松本敏文(大分 PEG・経腸栄養研究会) 伊東 徹(鹿児島 PEG カンファレンス)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎 2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top 第11回九州 PEG サミット 当番世話人:伊東 徹(菊野病院 消化器内科) 2023年11月25日(土)、26日(日) 開催場所:鹿児島県指宿市 ★今回は宿泊参加はありません。現地参加開催予定。 ※プログラム未定、詳細は追って広報いたします 開催事務局:指宿浩然会病院 松原佳代子 〒891-0402鹿児島県指宿市十町1130番 TEL:0993-22-3295 E-mail:ibusuki@kouzenkai-hp.or.jp URL:http://www.kouzenkai-hp.or.jp	医師・メディカルスタッフ全般
11	南薩PEGと経腸栄養を学ぶ会 伊東 徹 (菊野病院 消化器内科)	菊野病院 消化器内科 伊東 徹 〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山3815 TEL:0993-56-1135 FAX:0993-56-5654 E-mail:nansatueg@gmail.com 第8回 南薩 PEG と経腸栄養を学ぶ会 当番世話人 伊東 徹(菊野病院 消化器内科) 2024年4月開催予定 開催場所未定 開催事務局:菊野病院 消化器内科 伊東 徹 (住所・連絡先は同上)	全ての医療関係者

※2023年5月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。研究会の開催中止・延期につきましては、各研究会ホームページや弊学会のホームページなどでご確認ください。
※上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG・在宅医療学会事務局までご連絡下さい。

【COVID-19の影響による有効期限 / 資格認定更新年度の特例措置について】

PEG・在宅医療学会は2020年度の学術集會を2021年9月開催へ順延したことにより、2020年11月1日現在保有されている資格認定有効期限を1年延長することといたします。

これにより、2025年までの有効期限保有者まで順次、資格更新年度が1年後ろ倒しとなります。

例えば、現在保有資格の有効期限が2021年10月31日の先生の資格更新は、通例2021年度(例年1月4日～4月30日申請)ですが、2022年度に更新申請の受付をして頂くことになります。

例年どおり更新期日になりましたら、事務局より文書でご連絡申し上げます。

【会費納入のお願い】

8月下旬に2023年度の年会費納入依頼を郵送いたしますので年会費の納入をお願いいたします。

払込票を紛失された場合は、事務局までご連絡ください。

また、振込票を使用せず下記口座に直接振り込んでいただいても結構です。その場合はお名前、会員番号を必ず記載してください。

<郵便局からお振込の場合>

口座番号：00980-7-288667

口座名：PEG・在宅医療学会

<銀行からお振込の場合>

銀行名：ゆうちょ銀行

店番：〇九九(ぜろきゅうきゅう)店

預金種目：当座

口座番号：288667

加入者名：PEG・在宅医療学会

【学会誌 論文投稿について】

学会誌「在宅医療と内視鏡治療」は随時投稿を受け付けています。

現在まで胃瘻造設術などにかかわる論文をまとめたものは他誌には少なく、当学会雑誌「在宅医療と内視鏡治療」は日頃の臨床に役立つ貴重な資料となっております。

本誌に掲載されることにより、2008年度より開始した「胃瘻取扱者・取扱施設暫定資格認定制度」(平成23年度からは本制度施行)の業績ともなります。

また、2013年度より掲載論文の<原著および臨床経験>の中から論文賞を選出しております。論文賞受賞者には賞状及び賞金が授与され、次年度学術集會時に授賞式を行っております。

投稿論文は、学術集會の発表内容にとどまらず、その他の研究論文や臨床経験などであっても、当学会誌の主旨に沿うものを随時受け付けております。

皆様からのご投稿をお待ちしております。

投稿規定はホームページ(www.heq.jp)をご確認ください。

今後の投稿論文は2024年9月発行の会誌に掲載予定です。

インフォメーション

● COVID-19の影響により2020年9月に予定しておりました第25回学術集會が2021年9月に延期になりましたことから2021年9月に発行を予定しておりました会誌「在宅医療と内視鏡治療 Vol.25」は休刊とさせていただきます、2022年9月にJ-Stage 公開となりました。

● 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度「オンライン教育セミナーおよび資格試験」の受講申込みが6月10日より始まります。詳細は当会ホームページ「教育セミナー/資格試験」からご確認ください。

● 第12回胃瘻取扱者・取扱施設認定資格の新規申請を4月30日で受付を終了いたしました。次回は2024年1月4日より新規申請および更新手続きの郵送受付を開始いたします。

● 資格認定証の有効期限が2023年10月末日で記載された該当者および該当施設には、2024年2月中に登録住所に更新案内を送付いたします。申請期間は2024年の更新申請の受付書面到着後から4月末日消印到着です。

※申請年度が変更されています。上記【COVID-19の影響による有効期限/資格認定更新年度の特例措置について】にて該当更新年度をご確認ください。

● 各種届ご提出のお願い

異動・転居やメールアドレスなどの変更があった場合は、必ず事務局あてにメールまたはFAXにて各種届/変更届をご提出ください。ニュースレターや会誌、その他お知らせが届けられない事例が増えています。

● 弊会ホームページよりニュースレターをご覧ください。

(トップページ>PEG・在宅医療学会>ニュースレター)

● 会員の施設をご紹介する場として「施設紹介」のページを設けました。「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、施設情報等の内容を掲載しています。原稿は1,000字以内、E-mail添付で事務局(peg-office@umin.org)までお送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。

● 会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けました。掲載はペ

ンネームも可能です。「近頃思うこと」、「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グルメ情報等、内容は自由です。原稿は1,000字以内、E-mail添付で事務局(peg-office@umin.org)までお送り下さい。なお、採否は広報委員長にご一任下さい。

● 業務内容により事務窓口を分けて運営いたしておりますのでご協力をお願いいたします。

※2019年10月より、事務局の所在地、電話・FAX番号が変更されました。

事務局長：玉森 豊(理事)

事務局所在地：〒534-0021 大阪府大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

TEL&FAX：06-6167-7183

・ 会員登録等学会全般および会誌・ニュースレターについてのお問い合わせ：

PEG・在宅医療学会事務局

E-mail:peg-office@umin.org

・ 教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ：

PEG・在宅医療学会 教育認定窓口

E-mail:kyoiku-nintei@heq.jp

PEG・在宅医療学会(HEQ)入会のご案内

PEG・在宅医療学会(Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life)は、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡治療の補助による在宅医療の推進及び患者のQOL向上を達成するための学会です。1996年創設のHEQ研究会から2009年9月27日にPEG・在宅医療研究会に名称変更、2017年8月1日にはPEG・在宅医療学会に名称を変更いたしました。

【事業】

年1回の学会学術集會の開催と学会会誌「在宅医療と内視鏡治療」およびニュースレターの発行等必要な事業を行います。

【構成】

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業、団体です。

【会員の特典】

・ 本会主催の学会学術集會に演題を発表ならびに会誌に論文を発表することができます。

・ 本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

【年会費】

施設会員 ￥20,000(5名まで)

※6名以上からは1名につき4,000円追加で登録可

個人会員 医師/歯科医師 ￥7,000

コ・メディカル ￥5,000 (薬剤師・看護師・医療技術員等)

賛助会員 ￥100,000(1口)

【会計年度】

毎年8月1日より翌年7月31日

【入会手続】

事務局にFAXまたはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。

※学会ホームページ(www.heq.jp)から入会申込書をダウンロードできます。

①個人会員：会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒にFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。

【振込先】

<郵便局からお振込の場合>

※郵便局備え付けの「振替口座 払込取扱票(青字)」をご使用下さい。

口座番号：00980-7-288667

口座名：PEG・在宅医療学会

<銀行からお振込の場合>

銀行名：ゆうちょ銀行

店番：〇九九(ぜろきゅうきゅう)店

預金種目：当座

口座番号：288667

加入者名：PEG・在宅医療学会

②施設会員：HPから「施設会員の登録について」をご一読いただき、申込書に必要事項を記入して事務局までFAX、メール添付または郵送にてお送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書等を送付いたします。

③賛助会員：メールまたはFAXにて事務局まで申込書を請求、または学会ホームページ上からダウンロードしてご記入下さい。申込みをいただいた後にこちらからご連絡いたします。

【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当学会に関連する活動にのみ使用させていただきますこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。

【事務局】

〒534-0021 大阪府大阪市都島区都島本通2-13-22

大阪市立総合医療センター 消化器外科内

PEG・在宅医療学会事務局 玉森 豊

TEL & FAX：06-6167-7183

E-mail:peg-office@umin.org

URL:http://www.heq.jp

PEG・在宅医療学会 会則

第一条 名称

本会はPEG・在宅医療学会 英文名：Society of Home Health Care, Endoscopic therapy and Quality of life (HEQ) と称する。

第二条 目的

本会は在宅医療(Home Health Care)の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡的治療(Endoscopic Therapy)の補助による患者のQuality of Life(QOL)向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ(ヘック)とする。

第三条 事業

本会は前条(第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 年1回以上の学術集会開催
2. 年1回以上の会誌の発行
3. その他必要な事業

第四条 会員

1. 本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。会員は以下のように区分する。
 - 個人会員・・・個人として本会に入会したもの
 - 施設会員・・・施設として本会に入会したもの(代表者を届け出る)
 - 賛助会員・・・本会の運営を賛助する企業・団体
 - 名誉職会員・・・本会に役員として貢献し、定年となったもの
2. 本会に入会を希望するものは所定の入会申込書を当該年度の会費とともに本会事務局に提出する。
3. 会員が本会を退会するときは、その旨を事務局に届け出なければならない。この場合既納会費は返却しない。
4. 会費を3年間以上継続して滞納した会員は退会したものと見なす。

第五条 役員・名誉職会員・学術集會会長

1. 本会の運営にあたる以下の役員をおく。
 - 理事長(1名)・・・理事会で選出され、本会を代表する。
 - 理事(若干名)・・・代議員から選出され、理事会を開催し、本会の企画運営を行う。
 - 監事(2名)・・・会員から選出され、本会の会計監査を行う。理事や代議員との兼務はできない。
2. 本会に次の名誉職会員を置く。
 - 名誉理事長・・・本会の理事長として功績のあったもの。理事会・代議員会で推戴される。
 - 名誉会員・・・学術集会を開催した学術集會会長、またはそれと同等の功績があったもの。理事会・代議員会で推戴される。
 - 特別会員・・・本会に功績のあったもの。理事会・代議員会で推戴される。
3. 学術集会の運営にあたる学術集會会長を置く。
 - 学術集會会長・・・理事の中より順次選び、担当する年の学術集会を開催し、その実務運営にあたる。

第六条 代議員・学術評議員

- 代議員・・・理事会での決定事項を承認する。会計を議決する。
- 学術評議員・・・学術評議員会を組織し、学術活動について審議する。

第七条 理事、代議員・学術評議員の選出および任期

1. 理事は代議員会で選挙により決定する。
2. 代議員は会員の選挙により決定する。
3. 学術評議員は、理事、代議員の推薦により、理事会で選出され、代議員会で承認される。
4. 理事、代議員及び学術評議員の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を妨げない。
5. 理事、代議員及び学術評議員の定年は65歳になった事業年度の終了をもってする。監事は70歳とし、理事長は70歳とする。名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。
6. 理事、代議員の選挙方法は別に定める。

第八条 会議

本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。

1. 理事会・・・理事で構成され、本会の企画運営に関する事項を議決する。
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて理事の過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。
2. 代議員会・・・理事会の議決事項を承認し、会計を議決する。
議長は理事長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて過半数

の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

3. 委員会・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。
委員長は理事長から委嘱される。

第九条 会費

1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
2. 会費は別途、施行細則で決定する。

第十条 会計

1. 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。
2. 会計年度は毎年8月1日より翌年7月31日までとする。
3. 理事会の議を経て、代議員会で会計報告を行い、承認を得る。

第十一条 学会名称及び会則の改正

学会名称及び会則の変更は代議員会で過半数の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。

第十二条 事務局

1. 本会の事務局は大阪市立総合医療センター消化器外科内に置く。
2. 事務の責任者として事務局長を置く。

第十三条(附則) 本会則は平成29年8月1日より施行する。

平成29年 8月 1日	制定・施行
平成29年 9月22日	改定
平成30年 4月 1日	改定
平成30年12月 1日	改定
令和元年 9月 6日	改定
令和 3年11月 3日	改定

施行細則

第一条 委員会

本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会、時限委員会を設置することができる。

1. あり方委員会
2. 倫理委員会
3. 総務委員会
4. 財務委員会
5. 編集委員会
6. 広報委員会
7. 規約委員会
8. 役職者選出委員会
9. 学術委員会
10. 用語委員会
11. 社会保険委員会
12. 教育委員会
13. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
14. PEG チーム医療委員会
15. 選奨委員会
16. COI 委員会
17. データベース委員会
18. 学生・若手医療者支援委員会
19. 医療安全委員会

第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

第三条 年会費

1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
2. 役員、代議員および学術評議員は個人会員扱いとし、その年会費は医師/歯科医師10,000円、コ・メディカル8,000円とする。
3. 個人会員のうち医師/歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。
4. 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とする。

PEG・在宅医療学会 投稿規定

■投稿資格■

投稿原稿の筆頭著者は、本学会会員であることを原則とする。

著者は原則10名以内、但し10名を超える場合は論文における役割分担、貢献内容など理由を明記して提出し、これを委員長判断で可否を決定する。

■掲載規定■

1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その他とする。
2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨(250語以内)を添付する。和文原稿は本文(文献含む)が5,000～6,000字以内を原則とする。図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。
3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。
4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。
5. 原稿はプリントアウト3部(図表が明瞭であればコピーでも可)を事務局あてに書留(簡易書留も可)送付する。
6. 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委員会において決定する。
7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当学会に帰属する。

■執筆要項■

1. 原稿は横書きA4判(20×20字)を用い、本文には必ずページ数を付すこと。
2. 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。
3. 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出のときに正式の語を用い、その際「(以下…と略す)」と断る。
4. 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭にきた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則とする。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片カナ表記するものとするが、頻雑になると判断される場合はこの限りではない。
5. 文献は本文中で引用されたもののみ最小限を挙げ、文献番号は本文での引用順とし、本文中の引用箇所には必ず右肩に上付きで「¹⁾」を付すこと。また、本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近の Index Medicus の記載に準じ、必ずタイプすること。
<雑誌> 著者名. 題名. 雑誌名 西暦発行年; 巻数: 頁(初～終)
<書籍> 著者名. 題名. In: 書名(編者名). 発行地: 発行所名, 西暦発行年: 頁(初～終)
なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、7名以上の場合にははじめの3名を連記の上、「-ほか」あるいは「- et al」とする。文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は(会)あるいは(abstr) とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。
6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。
7. 図表にはそれぞれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を記載しておくこと。
8. 図表の説明(legend)は、独立した用紙に記載し、その表記は「図または Figure」、「表または Table」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。
9. 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際 Windows フォーマットの CD-R (CD-RW) または E-Mail を用いた Ms-Word 形式、またはテキスト形式とし、プリントアウトしたもの3部と投稿チェックシート(ホームページ上でダウンロード可)と共に郵送すること。
10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。

■原稿送付先■

〒534-0021 都島本通二郵便局留
大阪市立総合医療センター 消化器外科内
PEG・在宅医療学会 会誌担当
TEL&FAX: 06-6167-7183
E-mail: peg-office@umin.org
必ず書留(簡易書留も可)にてお送り下さい

(2019年9月6日 改訂)

PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 PEG・在宅医療学会(以下本会)は、胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度(以下本制度)を設ける。

(認定制度の資格対象)

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

(認定制度委員会)

第3条 本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会(以下本委員会)を設ける。

第2章 認定制度委員会

(認定制度委員会の構成)

- 第4条 本委員会は認定制度委員長(以下本委員長)と数名の認定制度委員(以下本委員)で構成される。
2. 本委員長は本会の理事から選任され、委員は理事・代議員・学術評議員および若干の有識者から委員長が指名する。
 3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
 - 1) 資格条件検討委員会
 - 2) 資格審査委員会
 4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

(認定制度委員長および委員の委嘱)

第5条 本委員長および本委員は理事会で承認の上、理事長が委嘱する。

(認定制度委員長の職務)

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
2. 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する。
 3. 本委員長は委員会の審議結果を理事会に報告し承認を得る。

(認定制度委員会の成立)

第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第8条 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は本委員長が議決するものとする。

(任期)

- 第9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、理事長が代行を指名する。
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 小委員会

(小委員会の構成およびその業務)

- 第11条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。
2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設としての資格条件を検討するための委員会である。
 3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

(小委員会委員長および委員の選任および委嘱)

第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

(小委員会委員長の職務)

- 第13条 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小委員会を年1回以上召集する。
2. 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、速やかに臨時小委員会を召集する。
 3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

(小委員会の成立)

第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

(任期)

- 第16条 小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員長が代行を指名する。
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失

(個人資格の種類)

- 第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。
- 胃瘻造設者は初期造設およびカテーテル交換を行う医師とする。
 - 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。
 - 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と経験をもつものとする。
 - それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(施設資格の種類)

- 第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれぞれに認定資格と専門資格を設ける。
- それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(個人資格、施設資格の申請)

- 第20条 個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委員会に提出する。

(申請の方法)

- 第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。
- 認定申請書(書式Ⅰ)
 - 医師・看護師免許証の写し(胃瘻教育者は除く)
 - オンライン教育セミナー／資格試験受講証の写し
 - 経験症例数証明書(書式Ⅱ、ただし胃瘻教育者は除く)
 - 症例数または症例数のスコア(Ⅱ-3)
 - 代表症例10例のケースカード(Ⅱ-1または2)書式Ⅱ-3～5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。
 - 業績目録(書式Ⅲ-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3項に規定する業績(書式Ⅲ-2)とする)
学会や研究会の参加証、発表や講演を行った日時、名称、発表・講演の内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙および論文の最初のページと最終ページの写しを添付する。

- 第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。

- 認定申請書(書式Ⅳ)
1. 認定造設施設: 1名以上の認定造設医師(非常勤可)の認定証コピー
2. 認定管理施設: 1名以上の認定管理医師(非常勤可)と1名以上の認定管理士の認定証コピー
3. 専門造設施設: 1名以上の専門造設医師(非常勤可)の認定証コピー
4. 専門管理施設: 1名以上の専門管理医師(非常勤可)と1名以上の専門管理士の認定証コピー

第5章 認定、登録、資格喪失

(認定審査)

- 第23条 認定審査は以下のごとくとする。
- 審査料: 1資格につき5000円
 - 申請の時期: 毎年1月4日から4月末日到着分。
 - 認定審査の時期: 5月1日から8月末日までの間に資格審査委員会で審査し、理事会で承認を得る。
 - 認定結果: 10月15日までに申請者に通知する。

(登録)

- 第24条 登録は以下のごとく行う。
- 登録料: 1資格につき5000円
 - 登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を行う。
 - 登録は1月末日までに完了することとし、期限を過ぎた場合には当該認定を無効とする。

(個人資格、施設資格認定証の交付)

- 第25条 個人資格および施設資格認定証は本会が理事長名で交付する。

(個人資格、施設資格認定証の有効期限)

- 第26条 個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

(個人資格、施設資格の喪失)

- 第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。
- 本会の会員としての資格を喪失したとき。
 - 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
 - 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
 - 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
 - 施設資格条件が満たされなくなったとき。

(個人資格、施設資格の取消)

- 第28条 個人資格および施設資格が不相当と認められた者に対しては、本委員会の議を経て理事長は何時にてもそれを取り消すことができる。

(個人資格、施設資格認定証の返却)

- 第29条 個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本会に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

第6章 資格更新

(個人資格、施設資格の更新)

- 第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審査委員会に提出する。
- 資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

第7章 教育

(教育制度の構築)

- 第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。
- その詳細は別途定める。

第8章 その他

(会計)

- 第32条 資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用のゆうちょ銀行振替口座(PEG・在宅医療学会資格認定制度)を通じて行い、年度末締めにより学会取支へ統合し監査を受けるものとする。
- 本口座の管理代表は事務局長がつとめる。

(本認定制度規則の変更)

- 第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

(本認定制度規則の施行)

- 第34条 本認定制度規則は平成29年8月1日から施行する。
- | | |
|------------|------|
| 平成20年9月20日 | 制定 |
| 平成21年9月26日 | 一部改訂 |
| 平成22年9月10日 | 一部改訂 |
| 平成23年9月9日 | 一部改訂 |
| 平成24年9月14日 | 一部改訂 |
| 平成29年9月22日 | 一部改訂 |

PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療学会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件を第一義に考慮して作成した。

第1条 本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。

- 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
- 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門資格を設ける。
- 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに認定資格と専門資格を設ける。

第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。

- 本会会員資格
PEG・在宅医療学会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。
- 資格別の条件
 - 胃瘻造設者の資格
医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。
後出で記載する3から6項を証明できること。
 - 胃瘻管理者の資格
医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」とする。後出で記載する3から6項を証明できること。
 - 胃瘻教育者の資格
胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち2つ以上(1項目2つでも可)を証明できること。(書式Ⅲ-2)
 - 論文・著書の筆頭著者(学会発表抄録は不可)
 - 本会または他の学会、研究会(全国規模のものに限定する)でのシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、要望演題などの筆頭発表者(一般演題は不可)
 - 特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭演者
 - 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者

3. 本会への参加義務
PEG・在宅医療学会学術集会へは5年間に1回以上参加しなければならない。申請時より遡って5年以内の本会学術集会の参加証(ネームカード)の写し1回分以上を添付すること。
4. 胃瘻造設および管理の経験症例数(書式II、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)
書式II-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。
1) 胃瘻造設：術者(内視鏡担当は含まない)としての造設症例数をもって表す。
1症例に対し2名の造設医の登録が可能である。
2) 胃瘻管理：入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアをもって表す。
(1) 入院・入所症例：少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月以上(入院期間+その後の外来通院期間の総計)の症例数で表す。
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
(2) 在宅症例：症例数X年数のスコアで表す。(例：A症例を引き続き3年間在宅管理をしたとするとA症例のスコアを3とする。B症例は6ヶ月間在宅管理をしたとするとB症例のスコアは0.5である。それぞれの症例のスコアの総和で表す。)
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類の提出を必要とする。
5. 業績目録(書式III-1、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)
以下の論文、研究発表(学会発表の抄録は不可)および学会研究会参加を点数として表す。それぞれは1回についての点数である。
(1) 本会参加(必須条件)：10点
(2) 本会学術集会における発表
筆頭者：10点、筆頭以外：5点
(3) 在宅医療と内視鏡治療(本会機関誌)論文発表(発表抄録は不可)
筆頭執筆者：20点、筆頭以外：5点
(4) 学会(研究会および学会の地方会などは含まない)
著書・雑誌論文：内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。
筆頭執筆者：10点、筆頭以外：5点
(5) 本会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および在宅医療に関する特別講演や教育講演(30分以上のもの)：10点
(6) 学会、研究会、地方会における発表
内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する
筆頭発表 5点、筆頭以外 3点
(7) 本会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、座長、コメンテーター、特別発言：内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。 それぞれにつき10点
(8) 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加
それぞれにつき3点
(9) 嚥下機能評価講習会の参加 3点
本会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。
6. オンライン教育セミナー／資格試験受講証明書の写し 10点
本会が主催するオンライン教育セミナー／資格試験の受講の必要がある。申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須とする。ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはないが、更新時の条件として受講を必須とする。

第3条 認定の種類

1. 個人資格
 - 1) 胃瘻造設者
認定胃瘻造設医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻造設医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
 - 2) 胃瘻管理者
(1) 入院・入所施設：
認定胃瘻管理医師：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
認定胃瘻管理士：症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻管理医師：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
専門胃瘻管理士：症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
(2) 在宅管理：
認定胃瘻管理医師：スコア20以上かつ業績30点以上のもの
認定胃瘻管理士：スコア20以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻管理医師：スコア40以上かつ業績50点以上のもの
専門胃瘻管理士：スコア40以上かつ業績50点以上のもの
 - 3) 胃瘻教育者
第2条2の3)に掲げる条件を満たすもの
2. 施設資格
施設会員として本会に加入後1年以上を経ており、かつ2年分の会費納入が完了していること。

- 1) 造設施設
認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること
専門胃瘻造設施設：(1) 1名以上の専門胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること
(2) 嚥下機能評価が可能であること。
- 2) 管理施設
認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)と1名以上の認定胃瘻管理士が在籍すること
専門胃瘻管理施設：(1) 1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)と1名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること
(2) 嚥下機能評価が可能であること。

<更新手続き>

第4条 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本会学術集会の参加1回とオンライン教育セミナー(資格試験は免除)受講を必須としてそれぞれ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業績書式III-1により第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。各施設資格の更新手続きは以下2)に定める書類の添付をもって行う。

- 1) 個人資格
 - (1) 認定胃瘻造設者(医師)：業績20点以上
 - (2) 専門胃瘻造設者(医師)：業績30点以上
 - (3) 認定胃瘻管理者(医師および看護師)：業績20点以上
 - (4) 専門胃瘻管理者(医師および看護師)：業績30点以上
 - (5) 認定胃瘻教育者：業績20点以上
- 2) 施設資格
 - (1) 認定胃瘻造設施設：1名以上の認定胃瘻造設者(非常勤可)認定証の写し
 - (2) 専門胃瘻造設施設：(1) 1名以上の専門胃瘻造設者(非常勤可)認定証の写し
(2) 嚥下機能評価が可能であること。
 - (3) 認定胃瘻管理施設：1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し
 - (4) 専門胃瘻管理施設：(1) 1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し
(2) 嚥下機能評価が可能であること。

各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場合に限るものとする。

第5条 更新手続きの期間

- 1) 更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する。
- 2) 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日までに申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

第6条 更新料

更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

第7条 更新時の審査

- 更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、理事会了承により正式な更新許可とする。
2. 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認められた場合には証書を同送する。
 3. 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しなかった場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるものとする。ただし、やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には失効後1年間は手続きの猶予を設ける。

<本施行細則の変更>

第8条 本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

<本施行細則の施行>

第9条 本施行細則は平成29年8月1日から施行する。

- | | |
|------------|------|
| 平成20年9月20日 | 制定 |
| 平成21年9月26日 | 一部改訂 |
| 平成22年9月10日 | 一部改訂 |
| 平成24年9月14日 | 一部改訂 |
| 平成25年9月6日 | 一部改訂 |
| 平成26年9月12日 | 一部改訂 |
| 平成28年9月2日 | 一部改訂 |
| 平成29年9月22日 | 一部改訂 |